

事件番号 令和5年(ワ)第5915号

(移送元: 水戸地方裁判所令和5年(ワ)第28号)

ドライバー契約代金請求事件

原告 株式会社HELM

被告 有限会社コウユー工業 外

ファクシミリ送信書兼受領書

令和5年3月15日

原告代理人 平澤大樹 様

FAX番号 03-6275-0692

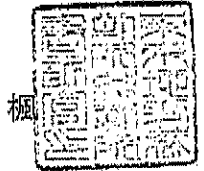
〒100-8920 東京都千代田区霞が関1-1-4

東京地方裁判所民事第5部乙いA係

裁判所書記官 大 本

電話 03-3581-5924

FAX 03-3581-5444



※送信枚数5枚(本文書を含む。)

- 1 頭書の事件についてはウェブ会議による進行を予定しています。ウェブ会議利用につき、希望の有無をチェックボックスにチェックを入れてご回答ください。

ウェブ会議による進行を☐希望する ☐希望しない

- 2 訴状について補充をお願いしたい点がございます。別紙補正事項について補充書面をご提出ください。なお、第1回目の期日を事前に調整いたしますので、当該書面の提出見込み時期を下記にご記入ください。

書面提出見込み時期: 月 日頃

- 3 民事裁判書類電子提出システム(mints)の利用につきまして、別添案内書面を参照の上、利用希望の有無をチェックボックスにチェックを入れてご回答ください。

mintsの利用を☐希望する ☐希望しない

上記文書を受領しました。

令和 年 月 日 氏名

印

別紙

原告補正事項

○ 訴状 p 3

「被告コウユウ工業が本件契約の締結権限を被告亮佑に付与していることは明らかである。」とありますが、これは、有権代理のご主張ではないでしょうか。

○ 訴状 p 6

「契約締結上の過失」に関し、過失の具体的内容をご主張ください。

「民事裁判書類電子提出システム」(mints) について

1 mints (ミンツ) とは

- 「民事裁判書類電子提出システム」(mints: ミンツ) は、クラウド上に構築されたシステムであり、現行法の下で、ファクシミリで提出可能な書面(準備書面や書証の写し等)の電子提出を可能とするものです。
- mints では、書面等のアップロードのほか、受領書の作成・送信、アップロードされた書面等の印刷、書面等のダウンロードを行うことができます。
- 訴訟代理人等においてご準備いただくべきものは、パソコン等の端末(パソコンからの利用推奨)及びインターネット接続環境のみです。
- 当事者双方に訴訟代理人等があり、かつ、当事者双方において mints の利用を希望する事件を対象事件としています。

2 mints によって提出可能な書面等

- mintsによって提出可能な書面は、大きく分けて「正式書面」と「参考書面」があります。
- 「正式書面」として提出可能なのは、ファクシミリによって提出できることとされている書面等で、具体的には、準備書面、証拠説明書、書証の写し等です(訴状、訴えの取下書、資格証明書及び訴訟委任状等は、mintsを利用して提出することはできません。)。 「正式書面」としてアップロードされたデータは、印刷されて訴訟記録となります。正式書面については、A4のPDFファイルのみアップロードすることができます(※正式書面として提出できる書面でも、受訴裁判所から提出方法等について一定のお願いをする場合があります。詳しくは担当部係までお問合せください。)。
- 正式書面として提出することができないような書面(例えば、訴状)であっても、「参考書面」としてアップロードすることができます。「参考書面」としてアップロードされたデータは、訴訟記録にはなりません。ファイル形式はWord、Excel、PDFであり、アップロードすることができる書面の種類や規格(用紙サイズ)に制限はありません。
- mints上で、受領書の作成・提出も行うことができます。
- mintsに書面等のデータが「正式書面」としてアップロードされた時点で、①裁判所に対する提出、②相手方当事者への直送のいずれについてもその効果が生じます。

3 mints を利用するメリット

別添1

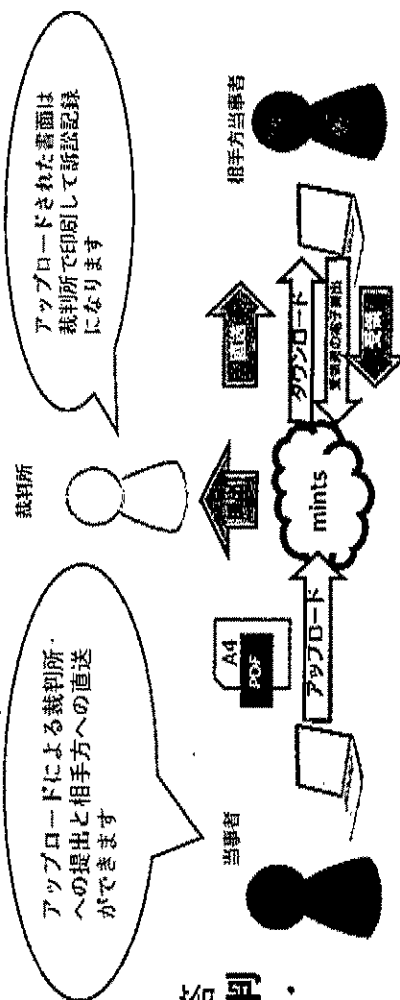
- mints を利用する場合、プリントアウトした書面を裁判所に持参し、又は、ファクシミリで送信する必要はなくなりますので、訴訟代理人等にとっては、書面等の提出・直送・受領・受領書の提出という一連の事務の負担が軽減されます。
- mints の操作は容易で、事件ごとに提出された準備書面や証拠の管理をすることができますようになります。また、弁護士事務所の職員を補助者ユーザとして登録することも可能であり、準備書面の提出期限の前には、リマインドメールが届きます。
- mints 上でデータのやり取りをすることができますので、争点整理案・各種一覧表・和解条項案等を参考書面として提出し、その編集作業を容易に行うことができます。

4 mints 利用の流れ

- ユーザ登録
mints を利用するには、各訴訟代理人において、所定の情報を入力し、当事者ユーザとして登録を行っていただくことが必要となります。一人の訴訟代理人等が取得できるアカウント（ユーザ登録）は、1つだけです。
- 補助者ユーザの利用
ユーザ登録した訴訟代理人は、弁護士事務所の職員1名を補助者として設定することができます（一人の訴訟代理人等に対しては、1つの補助者ユーザのアカウントのみ関連付けることができます。）。一方、弁護士事務所の職員は、アカウントを最大3つまで取得でき（アカウントごとに異なるメールアドレスが必要です。）、各アカウントを使って、最大3人の弁護士（訴訟代理人等）の補助者となることができます。補助者ユーザは、ファイルのアップロード・ダウンロード・印刷、受領書の作成等を行うことができます。
- 事件情報の作成及び関連付け
訴訟代理人のユーザ登録が完了した後、裁判所において、「事件情報」を作成し、これに各訴訟代理人等を関連付けます。これにより、各訴訟代理人等は、事件ごとに書面等をアップロードすることができます。一つの事件において関連付け可能な訴訟代理人等の数は、原則として、1当事者につき3名までです。

mintsはじまります！

mints
民事裁判電子提出システム



東京地裁民事5部では、この度、Faxにより提出できる書面（答弁書、準備書面、書証等）について、mints（ミンツ：民事裁判書類電子提出システム）を利用してインターネット上での提出・直送・受領ができるようになりました。

【ご利用方法】

- ✓ mintsは、インターネットのブラウザ上でご利用いただけますが、事前にユーザ登録が必要です。
<https://www.mints.courts.go.jp/user/>
- ✓ 登録を希望される場合には、裁判所から、ユーザ登録のための招待メールを送ります。
- ✓ ご希望があれば、Teamsに登録済みのメールアドレス宛に招待メールを送りますので、お知らせください。
- ✓ mintsは、相手方の代理人もmints利用を希望している場合に利用できます。

【ご利用の際のご注意とお願い】

- ✓ mintsで正式提出する準備書面や証拠等は、A4のPDF形式のみとなります。なお、カラー印刷を必要とする書面（白黒印刷にマーカ等を含む。）や動画は提出できません。
- ✓ Faxで提出できない訴状、訴えの変更申立書、取下書、閲覧等制限の申立書は、従前どおり、書面での提出となります。
- ✓ mintsにアップロードしたファイルは、削除や差替えはできません。
- ✓ 大量の印刷を必要とするような書証や文献・裁判例を提出する場合には、mintsで提出する前に、裁判所にお問い合わせいただくようお願いいたします。